

広島県教育委員会規則第一号

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十六日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十九年広島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町が処理する事務の範囲) 第二条 (略)</p> <p>特例条例第一条の二の表の第二号(2)に規定する市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）第二条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）の施行に係る事務のうち、人事委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>(市町が処理する事務の範囲) 第一条 (略)</p> <p>特例条例第一条の二の表の第二号(2)に規定する市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）第二条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）の施行に係る事務のうち、人事委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの</p>

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。